



新型コロナウイルス感染拡大防止のための

7月1日以降の保育施設の利用について

～登園自粛ならびに家庭保育にご協力いただき、誠にありがとうございます。～

保護者の皆さまにおいては、前年度から続く登園自粛等で長期にわたる家庭での保育やその間のお子さまの健康管理など、これまでにない環境下でのご対応にご苦労されたことと思います。この間のご理解及びご尽力に感謝申し上げます。

保育施設を通常どおり再開するに当たっては、これから一定期間、感染症対策を講じながら、お子さまの健やかな生活の保障を図り、保育施設での「新しい生活様式」を定着させていくことが必要です。そのため、保育施設で働く職員並びに保護者やご家族の皆さまも含め、日々の感染予防に努めていただくことが、保育施設での感染拡大の防止につながります。今後も引き続き、保育施設の「新しい生活様式」の定着に向けたご理解、ご協力をお願いいたします。

昭島市子ども家庭部長 板野 浩二

●登園自粛要請等は6月30日で終了し、併せて登園しなかった日数に応じた利用料(保育料)の減額の取扱いも終了します。

保育施設については、「3つの密(密閉・密集・密接)」を回避することが難しい環境にあります。そのため、登園の自粛等を要請するものではありませんが、仕事のお休みの日などには、引き続き『必要最小限で保育施設を利用』していただきますようお願いいたします。

～1人1人の取り組みで少しでも「3つの密」が回避できますようご協力をお願いいたします。～

●4月～6月の利用料(保育料)の充当のお知らせ

4月から6月の登園自粛及び家庭保育の協力をしていただいた日数を日割り計算して返還いたします。返還方法については、以下のとおりになります。

- ・4月分の返還額→7月の保育料に充当
- ・5月分の返還額→8月の保育料に充当
- ・6月分の返還額→9月の保育料に充当

4月・5月分の返還額及び7月・8月分の保育料(引落額)につきましては、7月中旬に各ご家庭に郵送で通知する予定です。
※6月分は別途ご案内します。



●登園前に検温、症状の確認をしてください。



□発熱：37.0℃以上(平熱が高い場合はこの限りではない。) □咳 □くしゃみ □鼻水
□喉の痛み □腹痛 □下痢 □息苦しさ □だるさ □味覚、臭覚の異
※慢性疾患(アレルギー等で鼻水、咳等)がある場合は、先生に事前に相談してください。

- ・上記症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養しましょう。
- ・発熱があった場合は、解熱後24時間以上自宅で様子を見てください。

●手洗い、うがい、咳エチケットのご協力をお願いします。

●保育中に体調の変化があった場合、早めのお迎えをお願いします。

●復職予定で入園された方は、7月15日までに「復職証明書」を提出してください。

●4月、5月に求職中で入園された方で、延長手続きを行った方も含め7月20日までに手続きが必要になります。忘れずに手続きをしてください。

～保育施設に入園されているお子さまおよび働く職員の大切な命を守るために
引き続き、一人ひとりができる感染予防対策にご理解とご協力をお願いします。～



昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課

電話番号：042-544-5111 代表(内線2162～2165)